

総務省承認 No.	26184
承認期限	平成17年12月31日 まで

提出先	: 経済産業大臣
提出期限	: 平成17年9月30日



## 知的財産活動調査票

本調査は、特許庁が総務省の承認を受けて行うもので、課税など統計以外の目的に使用することはありませんので、ありのままご記入ください。

**経済産業省 特許庁**

連絡先 この調査に関するご質問がありましたら、下記へご連絡ください。  
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3  
特許庁総務部技術調査課 技術動向班統計係

[調査目的等、調査の実施に関するご質問はこちらへ] TEL (03)3581-1101 内線2155  
[調査票の記入に関するご質問はこちらへ] TEL 0120-\*\*\*-\*\*\*(フリーダイヤル)

本社所在地(登記上)  及び  企業名(又は個人・大学・研究機関名)	<p>(プレプリントシールを貼る予定です)</p>
--	---------------------------

3ページの(質問項目全体に関する注意事項)をご覧ください、4ページ以降の質問項目についてお答えください。



## (質問項目全体に関する注意事項)

各設問に対する回答を、太線の中にご記入ください。

この調査は暦年単位の設問と年度単位の設問から構成されており、設問 は暦年(2004年1月1日～12月31日)で、設問 以外については貴社の直近の会計年度でそれぞれご回答ください。また、直近の会計年度は4ページの「直近の会計年度」の1又は2を選択してご記入ください。

この調査は、すべての設問について、企業単位(単独決算ベース)で集計した値をご回答ください。

企業以外の方は、「貴社」、「自社」の用語を、出願されるときのお立場(例えば、個人、大学、研究機関等)に読み替えてご回答ください。

それぞれの設問に対し回答する場合は、有・無の選択肢の「有」を で囲んでからご回答ください。回答が全て0(人、件、円)になる設問については、「無」を で囲んでください。また、「有」を で囲んだ場合は、回答が0になる項目には、全て「0」とご記入ください。

調査票中の金額に関する設問で、「百万円」の単位が記載されている箇所に、百万円に満たない数字を記入する場合は、「0」と記入せずに小数点を用いて十数万円の位までをご記入ください。また、十数万円にも満たない場合は一律十数万円としてご記入ください。(例:50万円 0.5百万円、21000円 0.1百万円)  
また、消費税は含まずにお答えください。

調査票中の「出願」に関する設問には、分割及び変更出願等は件数として含めてお答えください。なお、商標の「書換登録申請」は出願に含めません。

この調査において知的財産権とは、知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条に定める特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。

この調査において親会社とは、貴社の議決権の過半数を実質的に所有している会社をいいます。また、子会社とは貴社が他社の議決権の過半数を実質的に所有(貴社の子会社又は貴社とその子会社の合計で過半数を所有する場合を含む)している会社をいいます。関連会社とは貴社が他社の議決権の20%以上50%以下を実質的に所有している会社をいいます。

この調査において、企業グループとは連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。

この調査において、欧州とはドイツ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、スイス、スウェーデン、スペイン、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、モナコ、アンドラ、アゾレス、ポルトガル、ジブラルタル、マルタ、フィンランド、オーストリア、セルビア・モンテネグロ、ギリシャ、キプロス、トルコ、クロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、サンマリノ、バチカン、セウタ及びメリリヤ、カナリー諸島、ロシア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア、ポーランド、ハンガリー、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、チェコ、スロバキアを対象としてください。

この調査において、アジアとは中国、台湾、韓国、香港、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、北朝鮮、モンゴル、ベトナム、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東ティモール、マカオ、アフガニスタン、ネパール、ブータン、英領インド洋地域を対象としてください。

EPC出願とは、欧州特許条約(European Patent Convention)に基づく欧州特許庁への出願で、一つの方式で欧州特許庁に出願し、欧州特許が付与されると複数の指定国で同時に特許を取得したのと同様の効果をもたらします。

PCT出願とは、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願で、一つの方式で受理官庁に出願することで複数国に同時に特許を出願したのと同様の効果をもたらします。

**〔貴社の概要〕**

貴社設立年	西暦 年	資本金 百万円	業種* (下の業種選択表より1~38及び99の数字で記入)
売上高 百万円	営業利益 百万円	経常利益 百万円	
従業者数 人	研究関係従業者数* 人	研究費* 百万円	
直近の会計年度* (いずれか選択)	1 2004年 4月 1日 ~ 2005年 3月 31日	2	その他( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
親会社の有・無	有・無	子会社の有・無	有・無
		関連会社の有・無	有・無

〔上欄には貴社直近の会計年度末時点のものをご記入ください〕

記入者名*	所属部課名			
	役職名		氏名	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			

**〔業種選択表〕**

(下表より番号を選択し、上表の「業種」の欄に番号を記入してください。なお業種の分類については、付録1の「日本標準産業分類との対応表」を参照してください)

業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を一つお答えください。

番号	業 種	番号	業 種	番号	業 種
1	農林水産業	14	ゴム製品工業	27	情報通信業
2	鉱業	15	窯業	28	卸売業
3	建設業	16	鉄鋼業	29	小売業
4	食品工業	17	非鉄金属工業	30	金融・保険業
5	繊維工業	18	金属製品工業	31	不動産業
6	パルプ・紙工業	19	機械工業	32	飲食店・宿泊業
7	印刷業	20	電気機械器具工業	33	教育機関(大学等)
8	総合化学・化学繊維工業	21	通信・電子・電気計測器工業	34	技術移転機関(TLO)
9	油脂・塗料工業	22	自動車工業	35	公的研究機関(独立行政法人を含む)
10	医薬品工業	23	22以外の輸送用機械工業	36	33~35以外の研究開発・分析試験業
11	8~10以外の化学工業	24	精密機械工業	37	33~36以外のサービス業
12	石油製品・石炭製品工業	25	4~24以外の工業	38	その他の業種
13	プラスチック製品工業	26	運輸・公益業	99	1から38に属さない個人

貴社が大学、公的機関の場合は、4ページの太線の中は(\*印)の箇所のみ記入し、以降の設問にお答えください。

企業名欄が個人名となっている方は4ページの記入者名欄のみ記入し、以降の設問にお答えください。

従業者数とは、研究関係の従業者のみならず、日本国内の本社・支社・工場など会社全体の従業者をいいます。ここでは、有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1ヶ月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。

研究関係従業者数とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計などの事務、研究施設の清掃や警備など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務に従事している者をいいます。なお、ソフトウェア産業や銀行・保険業などの金融業など非製造業における研究の定義や研究活動の例は付録2に示してあります。

また、大学の場合には研究者(教授、助教授、講師、助手、博士課程の在籍者等)、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者の合計となります。

#### 研究業務とするもの

##### a) 研究所・研究部等で行われる本来の活動

ここで本来の活動とは、研究に必要な思索、考察、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等をいいます。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置等の工作、動植物の育成、文献調査等の活動を含みます。

b) 研究所以外、例えば、生産現場である工場等では、上記a)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

c) 研究に関する庶務・会計等の活動

#### 研究業務としないもの

研究所や工場等の生産現場で行われる次のような活動

a) 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動並びに製品、半製品、生産物及び土壌・大気等の検査、試験、測定、分析

b) パイロットプラント、プロトタイプモデル等による試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備の設計

c) 一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探するための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測等の一般的なデータ収集

d) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き

e) 一般従業者の研修・訓練等の業務

研究費とは、会社等、研究機関又は大学等の内部で使用した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費(又は有形固定資産の減価償却費)及びその他の経費をいいます。また、資金面から見た場合は、自己資金のうち内部で使用した研究費(基礎、応用及び開発研究費)及び外部から受け入れた資金による研究費(受託研究費)は含みますが、委託研究(共同研究を含む)等のため外部(貴社の海外拠点を含む)へ支出した研究費は含みません。

研究関係従業者について、他の業務を兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合であん分した値を記入してください。

(例) 研究業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と数えます。

## ・知的財産部門の活動状況について

設問 - 1. 貴社での直近の会計年度における知的財産担当者 1の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

「有」を選択した場合は、人数を記入し設問 - 2に進んでください。  
「無」を選択した場合は、設問 - 2に進んでください。

人数	うち弁理士数

設問 - 2. 貴社での直近の会計年度における知的財産活動費 2の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

費用「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。  
費用「無」を選択した場合は、設問 - 4に進んでください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万円
知的財産活動費						
うち出願系費用 3						
うち補償費 4						
うち人件費 5						
うちその他費用						

→ 設問 - 3についてお答えください。

設問 - 3. 設問 - 2.の出願系費用について内訳を記入してください。

		国内出願					外国出願 6						
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	出願・審査に要した費用 7												
	権利維持費用 8												
実用新案権	出願・審査に要した費用 7												
	権利維持費用 8												
意匠権	出願・審査に要した費用 7												
	権利維持費用 8												
商標権	出願・審査に要した費用 7												
	権利維持費用 8												

- 1 知的財産担当者とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者をいいます。  
知的財産担当者について、他の業務を兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
- 2 知的財産活動費とは、知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費をいいます。また、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の購入費又は固定資産の原価償却費は含みますが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- 3 出願系費用とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)です。
- 4 補償費とは、会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費です。
- 5 人件費は、貴社内での知的財産業務を担当する者の直近の会計年度総額を記入してください。
  
- 6 外国出願の欄には、特許権については、特許協力条約に基づくPCT出願の国際段階において要した費用、商標についてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に要した費用も含めて記入してください。
- 7 出願・審査に要した費用とは、産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書作成(外注を含む)、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応(意見書、補正書作成)等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用です。
- 8 権利維持費用とは、権利存続要否問合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用です。

**設問 - 4.** 貴社での直近の会計年度における産業財産権の売買の有無についてお答えください。  
 (注) 実施許諾に伴う金銭の授受は設問 - 5でお答えください。また、既に登録になった産業財産権のみに  
 ついてお答えください(現在出願中未登録のものは含みません)。

有無回答欄	
有	無

売買実績「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。

売買実績「無」を選択した場合は、設問 - 5に進んでください。

	譲 渡					譲 受									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
特許権															
うち、特別目的会社へ譲渡 9											/				
うち、担保として譲渡															
実用新案権															
うち、特別目的会社へ譲渡 9											/				
うち、担保として譲渡															
意匠権															
うち、特別目的会社へ譲渡 9											/				
うち、担保として譲渡															
商標権															
うち、特別目的会社へ譲渡 9											/				
うち、担保として譲渡															



- 9 特別目的会社とは、資金調達のための証券発行、譲受資産に関する信用保管、投資家への収益の配分などの特別な目的のために設立される会社をさします。

設問 - 5. 貴社での直近の会計年度における知的財産権の有償実施(使用)許諾契約 10の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

実施(使用)許諾契約「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。  
 実施(使用)許諾契約「無」を選択した場合は、設問 - 1に進んでください。

(注) ライセンス収支の内訳について、複数の知的財産権が一体となって分離不可能な契約は契約の種類から見て、最も適切な知的財産権に一括して金額を記入してください。

	相手先 企業	グループ内外	収 入				支 出				
			千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億
総 額	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									
うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス <sup>11</sup>	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									
うち、意匠権に関するライセンス <sup>12</sup>	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									
うち、商標権に関するライセンス <sup>13</sup>	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									
うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									
うち、ノウハウのみのライセンス <sup>14</sup>	日本	グループ内									
		グループ外									
	外国	グループ内									
		グループ外									

以下の内訳  
 について  
 お答えください。

設問 - 6及び  
 - 7について  
 お答えくださ  
 い。

- 10 知的財産権の有償実施(使用)許諾契約とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産権(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利について、有償で実施又は使用を許諾する契約です。
- 11 特許権又は実用新案権に関するライセンスとは、主に特許権・実用新案権からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。
- 12 意匠権に関するライセンスとは、主に意匠権からなる「デザインに関する知的財産権」の実施許諾です。
- 13 商標権に関するライセンスとは、主に商標権からなる「ブランドに関する知的財産権」の使用許諾です。
- 14 ノウハウのみのライセンスとは、主に技術に係る営業秘密からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。

**設問 - 6.** 設問 - 5. の知的財産権別実施(使用)料について外国のグループ内企業との取引の内訳を相手先企業の所在地域別に百万円単位で記入してください。

特許権又は実用新案権に関するライセンスについて、お答えください。

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
米国															
欧州															
アジア															

意匠権に関するライセンスについて、お答えください。

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
米国															
欧州															
アジア															

商標権に関するライセンスについて、お答えください。

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
米国															
欧州															
アジア															

ソフトウェアの著作権に関するライセンスについて、お答えください。

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
米国															
欧州															
アジア															

ノウハウのみのライセンスについて、お答えください。

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出									
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円			
米国															
欧州															
アジア															

**設問 - 7. 設問 - 5. の知的財産権別実施(使用)料について外国のグループ外企業との取引の内訳を相手先企業の所在地域別に百万円単位で記入してください。**

**特許権又は実用新案権に関するライセンスについて、お答えください。**

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出							
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
米国													
欧州													
アジア													

**意匠権に関するライセンスについて、お答えください。**

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出							
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
米国													
欧州													
アジア													

**商標権に関するライセンスについて、お答えください。**

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出							
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
米国													
欧州													
アジア													

**ソフトウェアの著作権に関するライセンスについて、お答えください。**

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出							
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
米国													
欧州													
アジア													

**ノウハウのみのライセンスについて、お答えください。**

相手先企業の 所在地域	収 入					支 出							
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
米国													
欧州													
アジア													

# 産業財産権制度の利用状況について

設問 - 1. 貴社の2004年(暦年)の国内、外国における産業財産権別の出願等の実績及び2005年、2006年の見込みについても同様にお答えください。

(注)・共同出願については、貴社の持分でお答えください。  
(例えば1件の出願に対して持分が30/100である場合、出願件数は0.3件としてください)

設問 - 1 - 1. 特許出願又は審査請求実績の有無について伺います。

有無回答欄

有	無
---	---

特許出願又は審査請求実績「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。  
特許出願又は審査請求実績「無」を選択した場合は、実用新案に進んでください。

		2004年実績	2005年見込み	2006年見込み
国内出願	出願件数	件	件	件
	うち0～1年以内に審査請求予定	%	%	%
	うち1～2年以内に審査請求予定	%	%	%
	うち2～3年以内に審査請求予定	%	%	%
	審査請求件数	件	件	件
	早期審査の申出件数	件	件	件
国際出願	出願件数 15	件	件	件
	うち日本を国際調査機関に選択する割合	%	%	%
	うち日本国を指定国としない割合	%	%	%
外国出願	出願件数 16	件	件	件
	うち米国 16	%	%	%
	うちEPC出願 17	%	%	%
	うち欧州 16	%	%	%
	うちアジア 16	%	%	%

15 国際出願の出願件数の欄には、該当する年に、受理官庁(日本国特許庁)へPCT出願をした件数をご記入ください。

16 外国出願の出願件数のうち米国・欧州・アジアの欄には、PCT出願(国内段階)とそれ以外の外国出願の合計値で記入してください。

17 外国出願の出願件数のうちEPC出願の欄には欧州出願を除いた割合で記入して下さい。

設問 - 1 - 2. 実用新案登録出願実績の有無について伺います。

有無回答欄

有 無

実用新案登録出願実績「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。  
実用新案登録出願実績「無」を選択した場合は、意匠に進んでください。

	2004年実績	2005年見込み	2006年見込み
国内出願件数	件	件	件
技術評価請求件数	件	件	件

設問 - 1 - 3. 意匠登録出願実績の有無について伺います。

有無回答欄

有 無

意匠登録出願実績「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。  
意匠登録出願実績「無」を選択した場合は、商標に進んでください。

	2004年実績	2005年見込み	2006年見込み
国内出願件数	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	%	%	%
うち欧州	%	%	%
うちアジア	%	%	%

設問 - 1 - 4. 商標登録出願又は更新申請実績の有無について伺います。

有無回答欄

有 無

商標登録出願又は更新申請実績「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。  
商標登録出願又は更新申請実績「無」を選択した場合は、設問 - 1に進んでください。

	2004年実績	2005年見込み	2006年見込み
国内出願件数	件	件	件
更新申請件数	件	件	件
国際出願件数 18	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	%	%	%
うち欧州	%	%	%
うちアジア	%	%	%

18 国際出願件数の欄には、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を対象としてご記入ください。

# 産業財産権の実施状況について

設問 - 1. 貴社での直近の会計年度末における国内外の産業財産権の有無についてお答えください。

(注) 共有する権利については、貴社の持分でお答えください。

(例えば1件の共有する権利に対して持分が30 / 100である場合、権利数は0.3件としてください)  
 自社の範囲の中には企業グループ内の企業を含まずにお答えください。

有無回答欄	
有	無

産業財産権「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。

項 目	特許		実用新案	意 匠		商 標	
	国内権利 数 19	外国権利 数 19	国内権利 数 19	国内権利 数 19	外国権利 数 19	国内権利 数 19	外国権利 数 19
権利所有件数 20	件	件	件	件	件	件	件
うち、利用件数 21	件	件	件	件	件	件	件
うち、自社実施(使用)件数 22	件	件	件	件	件	件	件
うち、他社への実施(使用)許諾 件数 23	件	件	件	件	件	件	件
うち、クロスライセンスにより他社に 実施許諾 24	%	%	%				
うち、有償で他社に実施許諾 25	%	%	%				
うち、パテントプールにより他社に 実施許諾 26	%	%	%				



- 19 国内権利及び外国権利とは、既に登録になっている出願であり、現在出願中未登録のものは含みません。
- 20 所有件数は、直近の会計年度末時点での件数をお答えください。
- 21 利用件数は、所有件数のうち、自社で実施している件数と他社に実施許諾している件数の合計を重複排除してお答えください。  
(注:直近の会計年度中に登録になった件数ではありません)
- 22 実施(使用)とは、以下のとおりです。
- 特許: 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
- 方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為
- 物を生産する方法の発明にあっては、上記に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 実用: 考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をする行為
- 意匠: 意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をする行為
- 商標: 商品又は商品の包装に標章を付する行為
- 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
- 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為
- 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用以て役務を提供する行為
- 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
- 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
- 商品又は役務に関する広告、定価表又は取引書類に標章を付して展示し、又は頒布する行為
- 23 他社への実施(使用)許諾件数とは、当該権利を自社実施しているかどうかを問わず、他社に権利を実施許諾している全ての件数をさします。
- 24 クロスマイセンスにより他者に実施許諾とは、相互に実施許諾を認める契約をさします。
- 25 有償で他者に実施許諾とは、クロスマイセンス契約を除き、相手方所有の権利の実施許諾を伴わず、金銭対価を伴う実施許諾契約をさします。
- 26 パテントプールとは、業界団体・コンソーシアム等による複数の会社をメンバーとする集团的ライセンスの仕組みをさします。

**調査は以上です。**

**ご協力ありがとうございました。**